



第 2 期伊賀市消防本部組織再編計画

【基本構想（改訂版）】及び【第 2 期実行計画】

2025（令和 7）年 4 月～2030（令和 12）年 3 月

伊賀市

2025（令和 7）年 3 月策定



目 次

第1章 基本的事項

- 第1節 計画策定の背景及び趣旨…………… 2
- 第2節 計画の位置づけ…………… 4
- 第3節 計画期間…………… 4

第2章 消防本部の現状と課題

- 第1節 消防本部組織体制…………… 5
- 第2節 消防予算…………… 7
- 第3節 消防庁舎…………… 9
- 第4節 消防本部車両…………… 12
- 第5節 消防職員…………… 14
- 第6節 消防需要…………… 17
- 第7節 消防本部の広域化及び連携・協力…………… 20

第3章 消防本部組織再編計画【基本構想（改訂版）】

- 第1節 計画の方向性…………… 21
- 第2節 基本構想（改訂版）…………… 23

第4章 消防本部組織再編計画【第2期実行計画】

- 第1節 計画の概要…………… 26
- 第2節 具体的事項…………… 26

<巻末資料>



第1章 基本的事項

第1節 計画策定の背景及び趣旨

伊賀市消防本部では、人口減少・少子高齢化が進展する中、将来にわたり持続可能な消防行政サービスを市民の皆様提供するため、効率的で効果的な“常備”消防体制を構築することを目的に『伊賀市消防本部組織再編計画【基本構想】』を策定し、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間で第1期実行計画期間として、取り組んできました。

【図表1】計画の経緯

2015（平成27）年 3月	【伊賀市公共施設最適化計画】議決 ⇒東消防署と阿山分署の“複合化”が位置づけられる
2016（平成28）年 11月	消防本部庁舎移転
2017（平成29）年 9月	『伊賀市消防本部組織検討委員会設置要綱』制定
2019（令和元）年 10月	議員全員協議会
11月	議員全員協議会
12月	『消防本部及び消防署の設置等に関する条例』一部改正 ⇒東消防署と南消防署を分署とする
2020（令和2）年 4月	【第1期実行計画】開始（2ヶ年） ⇒4課・1署7分署体制へ移行
2021（令和3）年 5月	議員全員協議会 ⇒名張市との消防連携・協力実施に伴い、計画を3年延長

第1期においては【図表2】のとおり、東消防署及び南消防署を“分署”とし、一定の効率化を図る一方、①指揮隊の創設、②通信指令業務の高度化、③火災予防体制の充実強化等を図りました。

【図表2】第1期における主な取り組みと効果

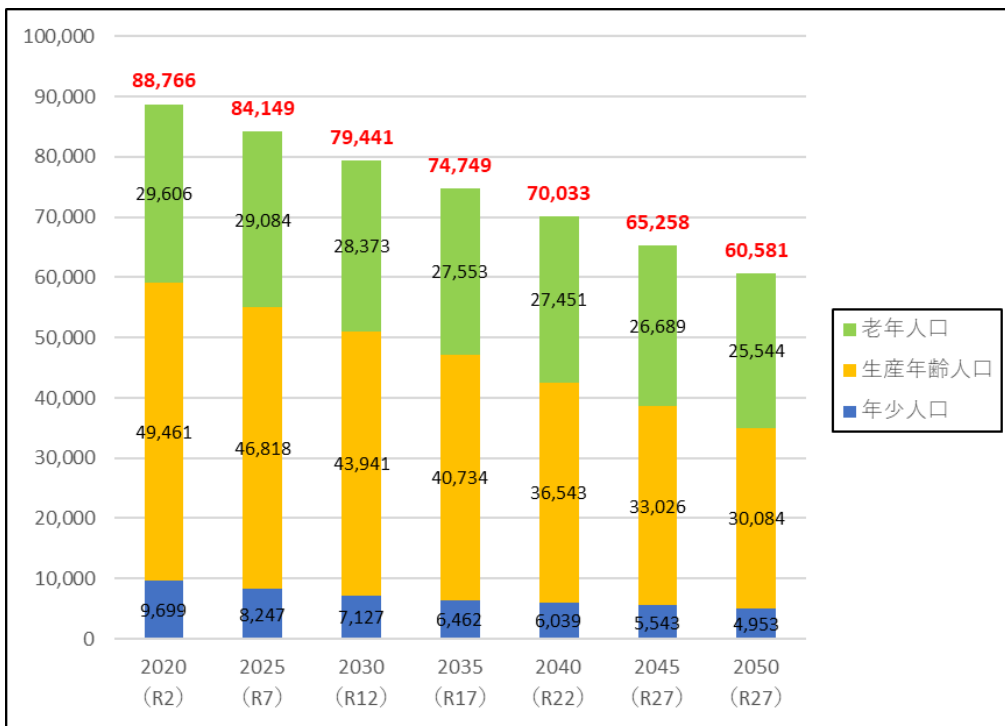
	再編前	再編後
本部	3課（消防総務課・予防課・消防救急課）	4課（消防総務課・予防課・ <u>地域防災課</u> ・ <u>通信指令課</u> ） ＜取り組み＞ ◆消防救急課の係を課に昇格（地域防災課・通信指令課・消防署管理課） <u>効果</u> ・課長の負担軽減 ・指令業務の高度化・共同運用の開始 ◆予防課に査察指導係を創設 <u>効果</u> ・違反是正・火災予防体制の充実・強化



署	3署（ <u>中消防署</u> ・ <u>東消防署</u> ・ <u>南消防署</u> ）	1署（ <u>伊賀消防署</u> ） ＜取り組み＞ ◆指揮隊の創設 効果・現場指揮体制・安全管理体制の強化 ◆管理課の創設 効果・消防署事務の強化
分署	5分署（ <u>阿山</u> ・ <u>大山田</u> ・ <u>丸山</u> ・ <u>西</u> ・ <u>島ヶ原</u> ）	7分署（ <u>東</u> ・ <u>阿山</u> ・ <u>大山田</u> ・ <u>南</u> ・ <u>丸山</u> ・ <u>西</u> ・ <u>島ヶ原</u> ）

しかしながら【図表3】のとおり、2023（令和5）年12月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来人口推計では、今後も伊賀市は人口減少が進展することが見込まれることから、ヒト・モノ・カネといった行政経営に必要な資源が大きな制約を受けることとなります。

【図表3】伊賀市の人口推計と構成



また、災害の激甚化・複雑多様化等に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、地方公務員の定年延長や名張市との消防連携・協力事業の開始など、消防本部を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しており、今後も更なる変化が見込まれています。



このような環境の変化に的確に対応し、伊賀市に必要な消防力を維持・確保していくため、【第1期実行計画】において未解消の課題（署所の再編、中心市街地の消防需要への対応など）や新たに生じた課題等も踏まえ、既存の【基本構想】を改訂するとともに、2025（令和7）年度からの【第2期実行計画】を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

◆この計画は、伊賀市消防本部の効率的で効果的な組織体制の構築だけでなく、総合的かつ計画的な消防行政の運営を図るために定めるものです。

◆伊賀市のめざす姿を実現するための【伊賀市総合計画（以下「総合計画」という。）】を上位計画とします。

◆『消防組織法（昭和22年法律第226号）』に基づく「市町村消防計画」の部門別計画とし、『市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）』における別表・第1項（組織計画）及び第2項（消防力等の整備計画）に位置付けます。

◆市が保持できる消防力は、市の財政力と一定程度比例することが求められますが、その上で『消防力の整備指針』等を踏まえ、庁舎・車両・資機材等が常に適正な状態で使用できるよう計画的な更新・整備を図るための常備消防の根幹をなす計画とします。

第3節 計画期間

【第2期計画】の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

【図表4】第2期計画期間

年度	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
伊賀市総合計画	第2次	第3次			第4次		
伊賀市公共施設最適化計画 (FM計画)	第Ⅱ期	第Ⅲ期				第Ⅳ期	
伊賀市・名張市消防連携・協力実施計画	指令業務共同運用開始					指令設備部分更新・無線設備更新	
伊賀市消防本部組織再編計画	第1期	第2期				第3期	
(計画策定等)	第2期計画策定	消防力適正配置検討	日勤救急隊運用開始	第3期計画策定			
(東・阿山分署統合)	住民説明	候補地検討	統合分署建設基本計画策定	用地取得	実施設計	工事施工・システム移設	統合分署開設

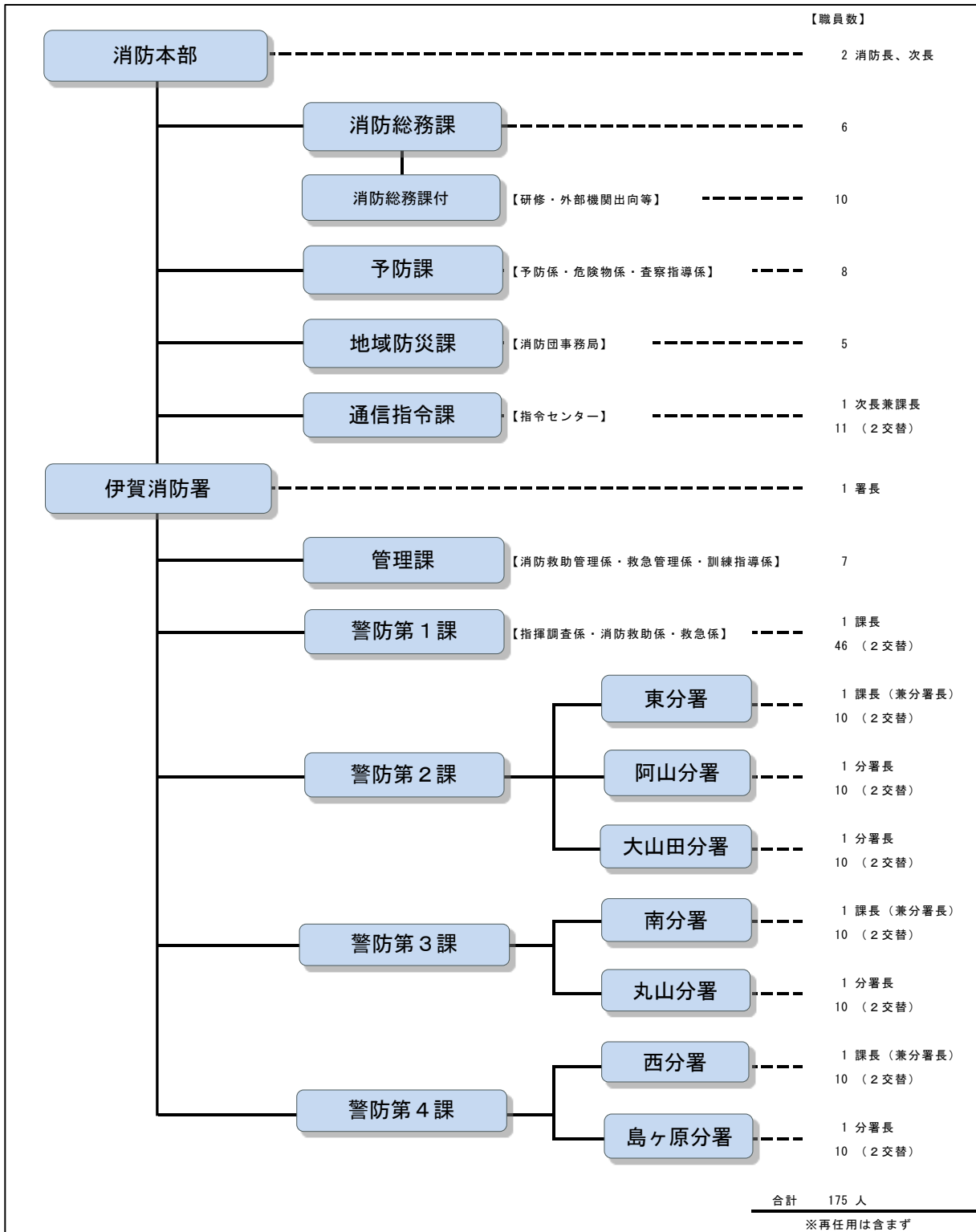


第2章 消防本部の現状と課題

第1節 消防本部組織体制

現行の消防本部の組織体制は【図表5】、各課の主な業務内容は【図表6】のとおりです。

【図表5】伊賀市消防本部組織図（2024（令和6）年4月1日現在）



【図表 6】各課の主な業務内容

	課	係	主な業務内容
消防本部	消防総務課		消防本部の企画、消防職員の人事・服務、常備消防予算、消防委員会
	予防課	予防係	消防設備・建築物の消防同意、消防広報、火災予防の対策
		危険物係	危険物の規制
		査察指導係	火災予防条例、防火対象物の予防査察・指導
	地域防災課		消防団、消防施設
通信指令課 (伊賀地域消防指令センター)		通信指令業務の共同運用 (伊賀市・名張市)	
伊賀消防署	管理課	消防救助管理係	消防・救助事務、緊急消防援助隊、応援協定
		救急管理係	救急事務
		訓練指導係	各種講習・訓練指導
	警防第 1 課	指揮調査係	火災・救急・救助業務
		消防救助係	火災・救助業務
		救急係	火災・救急業務
	警防第 2 課	東分署	火災・救急業務
		阿山分署	火災・救急業務
		大山田分署	火災・救急業務
	警防第 3 課	南分署	火災・救急業務
		丸山分署	火災・救急業務
	警防第 4 課	西分署	火災・救急業務
		島ヶ原分署	火災・救急業務



第 2 節 消防予算

(1) 伊賀市の消防予算

2024（令和 6）年度の伊賀市一般会計当初予算における消防費の状況は、【図表 7】のとおりです。

【図表 7】2024（令和 6）年度伊賀市消防費当初予算の内訳（単位：千円）

1. 常備消防費	1,540,473
(人件費)	1,438,852
(物件費)	101,621
2. 非常備消防費	176,668
3. 消防施設費	193,944
(常備消防施設等整備事業)	112,282
(救急自動車整備事業)	40,251
(非常備消防施設等整備事業)	3,236
(消防水利等整備事業)	38,175
4. 水防費	52
合計	1,911,137

また、第 1 期開始前の 2019（平成 31）年度以降の消防費の推移は【図表 8】のとおりで、名張市との指令業務共同運用に伴う指令設備の整備を実施した 2023（令和 5）年度は一時的に膨張しましたが、第 1 期中の一般会計の総額に対する消防費の割合の平均は 4.00% となっています。

常備消防費は人件費の占める割合が大きく、職員の高年齢化により増加傾向となっています。

一方で物件費においても、義務的・固定的な経費が多く、予算が硬直化している状況です。

【図表 8】伊賀市消防費の推移（単位：千円）

	再編前	第 1 期				
	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
	決算	決算	決算	決算	決算	当初予算
一般会計総額	45,048,669	54,067,361	47,215,885	45,414,735	48,283,309	46,499,286
消防費	1,681,617	1,679,841	1,702,800	1,749,211	2,574,767	1,911,137
(構成比)	3.73%	3.11%	3.61%	3.85%	5.33%	4.11%
常備消防費	1,453,822	1,422,063	1,424,114	1,483,572	2,203,323	1,540,473
人件費	1,372,090	1,338,809	1,342,600	1,367,609	1,412,571	1,438,852
(構成比)	94.38%	94.15%	94.28%	92.18%	64.11%	93.40%
物件費	81,732	83,254	81,514	115,963	790,752	101,621
(うち連携・協力事業)	—	—	2,552	5,646	676,521	8,324

（２）県内消防本部及び同規模団体との比較

三重県内の 15 消防本部の 2024（令和 6）年度当初予算の状況は【図表 9】のとおりで、一般会計に対する消防費の割合は伊賀市は 4.1%と、県内平均値よりも低い状況です。

また、住民一人当たりの消防に係るコストは、県内で 7 番目となっています。

【図表 9】県内各消防本部の予算の状況

	人口 R6. 1. 1 (人)	面積 (k m ²)	一般会計 予算額 (百万円)	消防 予算額 (百万円)	左の内訳			
					対一般会計 構成比	住民一人 当たり	消防 人件費	構成比
					(%)	(円)	(百万円)	(%)
桑名市	215,437	395	103,165	5,227	5.1%	24,262	2,356.7	45.1%
四日市市	334,533	221	137,320	4,800	3.5%	14,348	3,442.3	71.7%
菰野町	41,056	107	15,280	674	4.4%	16,417	489.8	72.7%
鈴鹿市	195,604	194	74,470	2,584	3.5%	13,210	1,987.8	76.9%
亀山市	49,298	191	22,210	876	3.9%	17,769	638.3	72.9%
津市	271,000	711	118,082	4,400	3.7%	16,236	3,208.6	72.9%
松阪地区	194,000	768	96,413	3,451	3.6%	17,789	2,267	65.7%
伊勢市	143,121	384	54,949	2,108	3.8%	14,729	1,620.4	76.9%
鳥羽市	16,838	107	12,600	594	4.7%	35,277	338.9	57.1%
志摩市	51,494	288	38,709	3,188	8.2%	61,910	1,171.5	36.7%
紀勢地区	20,384	729	18,258	1,532	8.4%	75,157	685.1	44.7%
三重紀北	30,006	449	21,717	1,621	7.5%	54,023	895.2	55.2%
熊野市	33,541	541	13,363	955	7.1%	28,473	691.4	72.4%
伊賀市	85,954	558	46,499	1,911	4.1%	22,233	1,438.9	75.3%
名張市	76,190	130	29,466	1,308	4.4%	17,168	933.6	71.4%
平均	117,230	385	53,500	2,349	5.1%	28,600	1,477.7	64.5%

【出展】令和 6 年版消防現勢等調査

次に、伊賀市と人口・面積が同規模の市単独消防本部（一部事務組合等除く。以下「同規模団体¹」という。）における 2024（令和 6）年度当初予算の状況は【図表 10】のとおりです。

同規模団体との比較では、一般会計に対する消防費の割合、及び住民一人当たりの消防に係るコストは、概ね平均値となっています。

¹ 伊賀市の人口から直近上位及び直近下位の団体のうち、面積が伊賀市の 2/3 以上 4/3 以下の各 5 団体を抽出



【図表 10】同規模団体の予算の状況

	人口 R6.1.1 (人)	面積 (k m ²)	一般会計 予算額 (百万円)	消防 予算額 (百万円)	左の内訳			
					対一般会計 構成比 (%)	住民一人 当たり (円)	消防 人件費 (百万円)	構成比 (%)
愛媛県西条市	104,474	510	51,780	1,606	3.1%	15,372	1,033.1	64.3%
北海道千歳市	97,664	595	52,676	2,115	4.0%	21,656	985.1	46.6%
栃木県鹿沼市	93,807	491	40,880	1,376	3.4%	14,668	1,058.7	76.9%
新潟県三条市	91,905	432	50,071	1,584	3.2%	17,235	1,195.0	75.4%
鹿児島県薩摩川内市	91,542	683	57,560	3,756	6.5%	41,030	1,151.0	30.6%
伊賀市	85,954	558	46,499	1,911	4.1%	22,233	1,438.9	75.3%
新潟県柏崎市	85,775	513	47,800	1,903	4.0%	22,186	1,073.6	56.4%
秋田県横手市	82,454	693	58,671	2,469	4.2%	29,944	1,333.3	54.0%
愛媛県四国中央市	82,302	494	42,260	1,725	4.1%	20,959	1,044.2	60.5%
大分県中津市	82,221	491	45,936	1,686	3.7%	20,506	870.8	51.6%
兵庫県豊岡市	76,586	698	48,240	1,728	3.6%	22,563	978.6	56.6%
平均	88,608	560	49,307	1,987	4.0%	22,578	1,105.7	59.0%

【出展】令和6年版消防現勢等調査

第3節 消防庁舎

(1) 伊賀市消防本部の庁舎の現況

伊賀市消防本部の庁舎（消防本部・消防署所）の配置状況は【図表 11】及び【図表 12】のとおりです。

消防署所の配置基準となる『消防力の整備指針』上必要となる庁舎数は、「市街地²」である旧・上野市中心部の1のみで“伊賀消防署（以下「本署」という。）”を配置しており、それ以外の地域については「準市街地³」及び「その他の地域⁴」として、地域実情に応じた“7分署”を配置しています。

各分署の庁舎は、西分署を除き合併前の旧市町村からそのまま引き継いだものであり、合併後の市全体の視点に基づく適正配置がなされておらず、また、耐震性能は有するものの、半数以上で老朽化が進展している状況です。

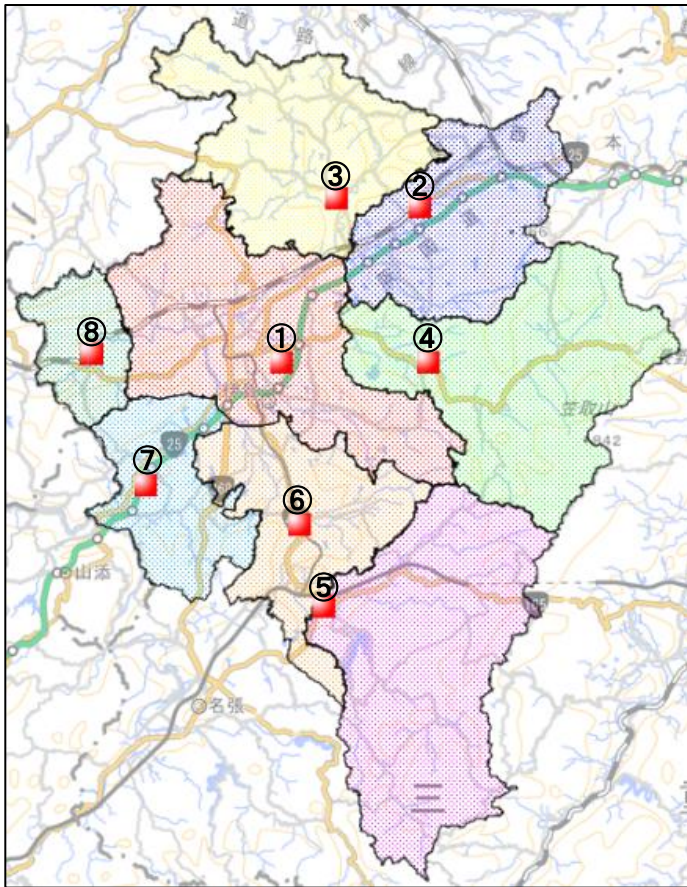
² 整備指針第2条第1号で定義され、建築物の密集した地域のうち平均建ぺい率がおおむね10%以上の街区が連続した区域等で、その区域内の人口が一万以上のもの。

³ 整備指針第2条第2号で定義され、建築物の密集した地域のうち平均建ぺい率がおおむね10%以上の街区が連続した区域等であって、その区域内の人口が千以上一万未満のもの。

⁴ 市街地・準市街地以外のもの。



【図表 11】伊賀市消防庁舎の配置状況（2024（令和6）年4月1日現在）



【図表 12】伊賀市消防庁舎の現況（2024（令和6）年4月1日現在）

名称	構造	竣工	経過年数	法定耐用年数	延べ面積 (㎡)	耐震状況 ※施設カルテより
①消防本部及び伊賀消防署（本署）	鉄筋コンクリート造3階建（車庫棟 鉄骨造）、一部免震床（指令センター室）	H28.9.1	7	50	4,359	新耐震
	訓練塔				鉄筋コンクリート造3階建	
②東分署	鉄筋コンクリート造2階建（一部鉄骨造）	S55.12.1	43	50	474.7	有（Is値 ⁵ 1.42）
③阿山分署	鉄筋コンクリート造平屋建	S55.12.1	43	50	400	有（Is値1.93）
④大山田分署	鉄骨造日本瓦葺2階建	H12.3.1	24	38	536	新耐震
⑤南分署	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨スレート造	S55.3.1	44	50	655.6	有（Is値0.87）
⑥丸山分署	鉄骨造日本瓦葺2階建（一部3階建）	H14.3.1	22	38	827.2	新耐震
	訓練塔				鉄骨造3階建	
⑦西分署	鉄骨造2階建	H18.4.1	18	38	905.6	新耐震
⑧島ヶ原分署	鉄骨造2階建（一部平屋建）	S61.6.1	37	38	215.7	新耐震

⁵ IS値：構造耐震指標（0.6以上は耐震性能を有する）。

(2) 県内消防本部及び同規模団体との比較

三重県内の 15 消防本部の消防署所の配置状況は【図表 13】のとおりで、伊賀市は面積が広いことから、消防署所を多く配置しています。

【図表 13】県内各消防本部の消防署所の配置状況（2024（令和 6）年 4 月 1 日現在）

	人口 R6. 1. 1 (人)	面積 (k m ²)	署所数	令和 5 年災害件数		
				火災	救急	救助
桑名市	215,437	395	8	59	11,593	90
四日市市	334,533	221	11	84	17,602	120
菰野町	41,056	107	1	15	1,780	34
鈴鹿市	195,604	194	7	46	11,632	75
亀山市	49,298	191	3	21	2,557	26
津市	271,000	711	13	141	18,110	209
松阪地区	194,000	768	9	79	16,180	165
伊勢市	143,121	384	7	43	9,615	81
鳥羽市	16,838	107	2	19	1,604	13
志摩市	51,494	288	6	26	4,893	43
紀勢地区	20,384	729	4	16	1,945	28
三重紀北	30,006	449	4	14	2,524	28
熊野市	33,541	541	4	20	2,367	12
伊賀市	85,954	558	8	83	5,759	65
名張市	76,190	130	3	24	4,377	44
県平均	117,230	385	6	46	7,503	69

【出展】令和 6 年版消防現勢等調査

次に、同規模団体における消防署所の配置状況は【図表 14】のとおりで、伊賀市の署所の配置は平均よりも多い状況です。ただし、災害件数が平均よりも多いことには留意が必要です。

【図表 14】同規模団体の消防署所の配置状況（2024（令和 6）年 4 月 1 日現在）

	人口 R6. 1. 1 (人)	面積 (k m ²)	署所数	令和 5 年災害件数		
				火災	救急	救助
愛媛県西条市	104,474	510	6	21	6,925	83
北海道千歳市	97,664	595	6	29	4,751	129
栃木県鹿沼市	93,807	491	4	46	4,906	78
新潟県三条市	91,905	432	6	37	5,051	28
鹿児島県薩摩川内市	91,542	683	7	34	4,961	26
伊賀市	85,954	558	8	83	5,759	65
新潟県柏崎市	85,775	513	5	38	4,473	43
秋田県横手市	82,454	693	5	32	4,454	48
愛媛県四国中央市	82,302	494	5	9	4,410	40
大分県中津市	82,221	491	3	63	4,801	64
兵庫県豊岡市	76,586	698	6	30	4,651	88
平均	88,608	560	6	38	5,013	63

【出展】令和 6 年版消防現勢等調査

第4節 消防本部車両

(1) 伊賀市消防本部の車両の現況

消防車両の配置基準となる『消防力の整備指針』上必要となる伊賀市消防本部の車両数は、【図表 15】のとおり基準数と同数の 42 台であり充足率は 100%となっていますが、化学消防車については従前の車両が故障により廃車となったことから、現在は代替措置として消防ポンプ車で運用を行っています。なお、化学消防車は伊賀市の危険物製造所等の状況から『消防力の整備指針』上必要であるため、2024（令和6）年度に導入することとしています。

【図表 15】伊賀市消防本部車両の配置状況（2024（令和6）年4月1日現在）

	基準数 (台)	整備数 (台)	充足率 (%)
消防ポンプ車	9	10	111%
はしご自動車	1	1	100%
化学消防車	1	0	0%
救助工作車	1	1	100%
救急自動車	8	8	100%
指令・指揮車	1	1	100%
査察・広報車	10	10	100%
特殊車等	9	9	100%
非常用消防自動車等	1	1	100%
非常用救急自動車	1	1	100%
合計	42	42	100%



また、伊賀市消防本部が保有する車両の現況は【図表 16】のとおりで、老朽化の状況は第1期開始前と比べると救急車は改善傾向ですが、その他の車両は車両数が多く、老朽化が進展している状況です。

【図表 16】伊賀市消防本部車両の現況（2024（令和6）年4月1日現在）

所属	区分	車両名称	免許種別	登録年月日	経過年数	備考
伊賀消防署 (本署)	市街地	タンク車（化学車代替）	中型	H21.12.8	14	
		タンク車	中型	H26.3.18	10	緊援隊登録車 ⁶
		ポンプ車	準中型	H15.10.20	20	
		はしご車	大型	R5.5.12	0	
		救助工作車	大型	H27.3.31	9	
		救急車	普通	R5.12.1	0	緊援隊登録車
		指揮車	普通	R3.10.20	2	緊援隊登録車
		広報車	普通	H14.7.10	21	
		管理課広報車	普通	R2.12.18	3	
		水槽車	大型	H10.3.4	26	
		資機材搬送車	準中型	H24.11.15	11	
		軽資機材搬送車	普通	H24.2.28	12	
東分署	準市街地	人員搬送車	中型	H26.2.21	10	緊援隊登録車
		ポンプ車	準中型	H22.7.27	13	
		救急車	普通	H31.2.13	5	緊援隊登録車
阿山分署	準市街地	軽資機材搬送車	普通	H15.11.27	20	
		ポンプ車	準中型	H25.2.13	11	

⁶ 消防組織法第45条に規定する緊急消防援助隊への登録車両



		救急車	普通	R1. 9. 13	4	
		軽資機材搬送車	普通	H15. 9. 12	20	
大山田分署	準市街地	ポンプ車	準中型	H28. 2. 16	8	緊援隊登録車
		救急車	普通	R3. 11. 5	2	
		軽資機材搬送車	普通	H14. 12. 18	21	
		ポンプ車	準中型	R3. 4. 22	2	緊援隊登録車
南分署	準市街地	救急車	普通	H27. 1. 15	9	緊援隊登録車
		軽資機材搬送車	普通	H23. 3. 10	13	
		ポンプ車	準中型	H26. 3. 12	10	
丸山分署	準市街地	救急車	普通	R5. 3. 6	1	
		広報車	普通	H17. 2. 22	19	
		非常用消防自動車	準中型	H13. 2. 7	23	
		ポンプ車	準中型	H18. 3. 8	18	
西分署	その他	救急車	普通	R4. 8. 24	1	
		軽資機材搬送車	普通	H18. 3. 10	18	
		非常用救急自動車	普通	H22. 6. 16	13	
		非常用救急自動車	普通	H24. 12. 18	11	
		ポンプ車	準中型	R4. 3. 18	2	緊援隊登録車
鳥ヶ原分署	準市街地	救急車	普通	R2. 10. 2	3	緊援隊登録車
		広報車	普通	H18. 3. 8	18	
		乗用車	普通	H10. 3. 17	26	
本部	-	消防総務課軽連絡車	普通	H25. 6. 28	10	
		消防総務課連絡車	普通	H25. 3. 29	11	
		予防課広報車	普通	H21. 8. 6	14	
		予防課広報車	普通	H27. 3. 27	9	
		予防課連絡車	普通	R5. 3. 31	1	

※経過年数欄において、20年以上経過車両を赤色で表示（救急車は走行距離が長い為10年以上経過車両を青色で表示）

（２）県内消防本部及び同規模団体との比較

三重県内の15消防本部の車両の配置状況は【図表17】のとおりで、消防業務において主力となる消防ポンプ車、救急車とも平均よりも1台多い状況です。

【図表17】県内消防本部の車両の配置状況（2024（令和6）年4月1日現在）

	消防ポンプ車	はしご車	化学車	救助工作車	救急車	指令・指揮車	査察・広報車	その他の特殊車両	非常用消防自動車等	非常用救急自動車
桑名市	15	2	3	2	9	2	3	12	1	1
四日市市	15	3	3	3	11	5	16	20	3	3
菰野町	2	1	1	1	3	1	1	2	0	1
鈴鹿市	11	2	1	1	9	1	3	12	2	1
亀山市	4	1	1	1	3	1	2	4	0	1
津市	19	2	2	2	13	2	14	0	0	4
松阪地区	13	2	1	2	13	1	9	8	1	1
伊勢市	6	1	1	1	8	1	5	3	3	1
鳥羽市	2	1	1	0	2	1	2	4	0	1
志摩市	6	0	0	1	7	1	6	15	1	1
紀勢地区	6	0	0	1	4	0	5	0	1	1
三重紀北	8	0	1	1	7	5	2	7	0	1
熊野市	6	0	1	0	5	0	3	4	0	0
伊賀市	10	1	0	1	8	1	10	9	1	2
名張市	5	1	1	1	4	2	4	3	1	2
平均	9	1	1	1	7	2	6	7	1	1

【出展】令和6年版消防現勢等調査



次に、同規模団体における車両の配置状況は【図表 18】のとおりで、消防ポンプ車、救急車とも平均よりも多い状況です。ただし、災害件数が平均よりも多いことには留意が必要です。

【図表 18】同規模団体の車両の配置状況（2024（令和 6）年 4 月 1 日現在）

	消防ポンプ車	はしご車	化学車	救助工作車	救急車	指令・指揮車	査察・広報車	その他の特殊車両	非常用消防自動車等	非常用救急自動車
愛媛県西条市	4	1	2	2	6	2	2	10	2	1
北海道千歳市	7	1	1	1	4	1	7	3	0	1
栃木県鹿沼市	8	1	1	1	5	5	4	7	1	1
新潟県三条市	9	1	1	1	5	2	5	2	2	1
鹿児島県薩摩川内市	6	1	1	1	7	2	2	16	1	1
伊賀市	10	1	0	1	8	1	10	9	1	2
新潟県柏崎市	6	2	2	1	5	2	1	5	2	1
秋田県横手市	9	1	1	1	7	2	7	1	2	1
愛媛県四国中央市	8	1	1	1	6	1	6	6	0	1
大分県中津市	6	1	1	1	4	1	3	10	0	2
兵庫県豊岡市	7	1	0	1	7	1	6	3	1	1
平均	7	1	1	1	6	2	5	7	1	1

【出展】令和 6 年版消防現勢等調査

第 5 節 消防職員

（1）伊賀市消防本部の職員の現況

消防職員の配置基準となる『消防力の整備指針』上必要となる伊賀市消防本部の職員数は【図表 19】のとおりで、全体の充足率は 80% ですが、警防要員については配置車両に基づく人員算定であることから充足率は 76% となっています。

【図表 19】伊賀市消防職員の現況（2024（令和 6）年 4 月 1 日現在）

	基準数（人）	現有数（人）	充足率（%）
警防要員	165	125	76%
通信員	12	12	100%
予防要員	11	8	73%
総務事務等要員 （消防長・次長・長期研修・育休者等含む）	30	30	（※ 1）
合計	218	175	80%

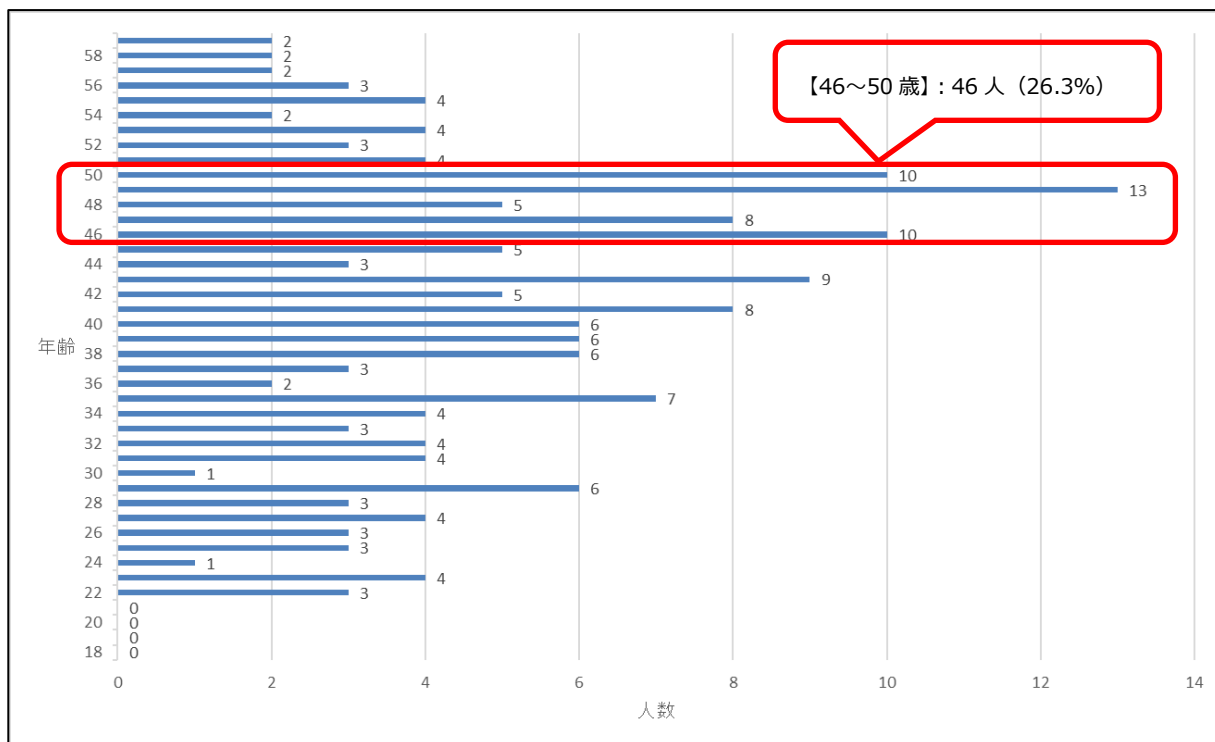
※ 1：必要数＝基準数となるが、警防要員等を優先して配置するため、配置可能な人員数（現有数）＝基準数としていることから、充足率は算出していません。

※ 2：再任用職員は含まない。

また、伊賀市消防本部の消防吏員の年齢分布は【図表 20】のとおりで、50 歳前後の団塊ジュニア世代が多い状況です。地方公務員の定年年齢が 2023（令和 5）年から段階的に引き上げられる中、“加齢困難職種”とされる消防職においては、一定の新規採用も必要なことから、団塊ジュニア世代が定年延長となる 10～15 年後には一時的に職員数が増加することが見込まれています。

一方で、生産年齢人口の減少等により消防団員が減少傾向にある中、消防力を維持していくためには、継続的に消防職員を確保していく必要があります。

【図表 20】伊賀市消防吏員年齢分布（2024（令和 6）年 4 月 1 日現在）



※再任用職員は含まない。

（２）県内消防本部及び同規模団体との比較

三重県内の 15 消防本部の職員の配置状況は【図表 21】のとおりで、伊賀市の消防職員一人が受け持つ住民の数は、県内で 6 番目に少ない状況です。

【図表 21】県内各消防本部の職員の配置状況（2024（令和 6）年 4 月 1 日現在）

	人口 R6.1.1 (人)	面積 (k m ²)	定員 (人)	実員 (人)	消防吏員		事務職員	職員（実員）一人 当たりの住民数 (人)
					男	女		
桑名市	215,437	395	252	259	249	8	2	832
四日市市	334,533	221	381	378	361	16	1	885
菟野町	41,056	107	58	57	57	0	0	720
鈴鹿市	195,604	194	225	217	211	6	0	901
亀山市	49,298	191	83	81	79	2	0	609
津市	271,000	711	365	360	340	16	4	753
松阪地区	194,000	768	280	275	266	7	2	705
伊勢市	143,121	384	216	219	201	6	12	654
鳥羽市	16,838	107	46	48	46	1	1	351

志摩市	51,494	288	150	146	141	5	0	353
紀勢地区	20,384	729	92	85	85	0	0	240
三重紀北	30,006	449	120	110	110	0	0	273
熊野市	33,541	541	81	80	80	0	0	419
伊賀市	85,954	558	183	175	168	6	1	491
名張市	76,190	130	115	120	116	4	0	635
平均	117,230	385	176	174	167	5	2	588

【出展】令和6年版消防現勢等調査

次に、同規模団体における職員の配置状況は【図表 22】のとおりで、伊賀市の消防職員一人が受け持つ住民の数は、同規模団体の中で2番目に少ない状況です。また、実員数は同規模団体の平均よりも多い状況です。

【図表 22】同規模団体の職員の配置状況（2024（令和6）年4月1日現在）

	人口 R6.1.1 (人)	面積 (k m ²)	定員 (人)	実員 (人)	消防吏員		事務職員	職員（実員）一人 当たりの住民数 (人)
					男	女		
愛媛県西条市	104,474	510	155	153	148	5	0	683
北海道千歳市	97,664	595	131	134	127	7	0	729
栃木県鹿沼市	93,807	491	130	131	126	5	0	716
新潟県三条市	91,905	432	152	151	147	4	0	609
鹿児島県 薩摩川内市	91,542	683	160	163	155	6	2	562
伊賀市	85,954	558	183	175	168	6	1	491
新潟県柏崎市	85,775	513	155	153	141	11	1	561
秋田県横手市	82,454	693	190	173	168	4	1	477
愛媛県 四国中央市	82,302	494	142	131	128	1	2	628
大分県中津市	82,221	491	130	121	118	3	0	680
兵庫県豊岡市	76,586	698	138	132	130	2	0	580
平均	88,608	560	151	147	141	5	1	610

【出展】令和6年版消防現勢等調査

（3）類似団体との比較

総務省による類似団体別職員数の状況に基づき、人口1万人あたりの平均職員数を伊賀市の人口規模に置き換えた場合の消防職員数は以下の算定により173人で、2人の超過となっています。ただし、類似団体は面積を考慮していないことに留意が必要です。

「算定式」 (A) × (B) / 10,000 = 173.058 ≒ 173 人 (四捨五入)

・類似団体（Ⅱ-0）における消防部門の人口1万人当たりの職員数平均値（修正値）：(A) 19.86

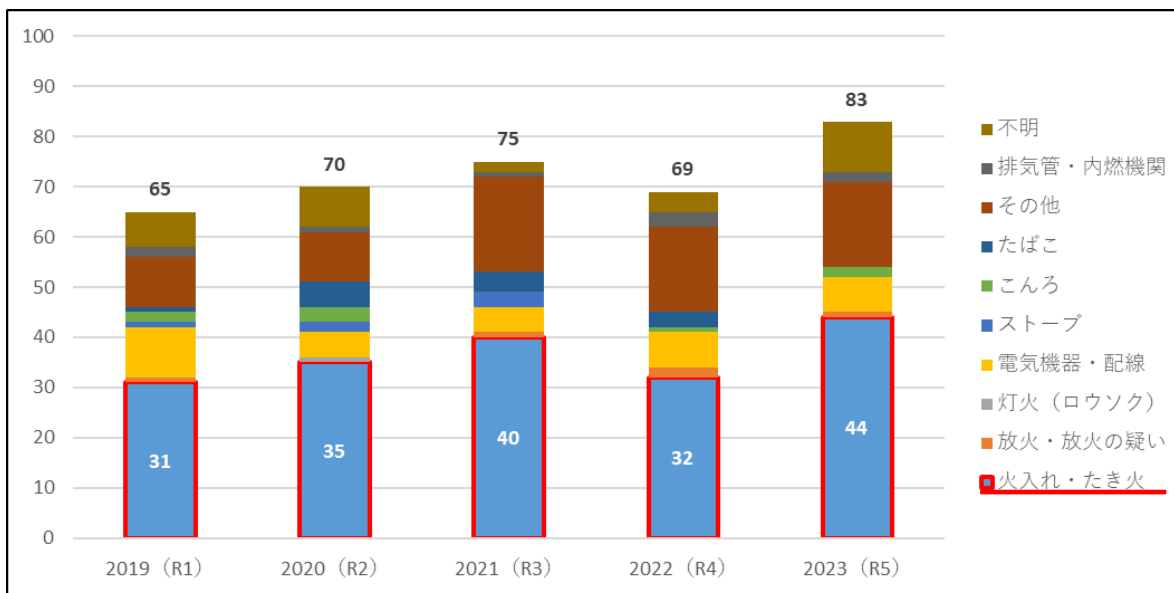
・2022（令和4）年1月1日現在住民基本台帳人口：(B) 87,139 人

第6節 消防需要

(1) 火災の現況

伊賀市の過去5年間の出火原因別火災件数の推移は【図表23】のとおりで、火災件数が高止まりの状況となっており、“火入れ・たき火”が出火原因の約半数を占めている状況です。

【図表23】伊賀市の出火原因別火災件数の推移



また、三重県内の15消防本部の過去5年間における人口1万人あたりの出火件数（以下「出火率」という。）は【図表24】のとおりで、伊賀市は県内消防本部と比較して火災が多い状況です。

【図表24】県内各消防本部の出火率の状況

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	出火率	順位	出火率	順位	出火率	順位	出火率	順位	出火率	順位
桑名市	2.9	12	3.3	10	3.1	11	2.8	14	2.7	12
四日市市	2.7	13	2.7	11	2.2	14	2.3	15	2.4	14
菟野町	1.9	15	2.4	13	3.5	9	3.2	10	2.7	12
鈴鹿市	2.3	14	2.7	11	2.9	12	3.7	7	2.4	14
亀山市	5.0	5	6.0	3	4.0	7	5.0	3	4.2	8
津市	4.1	8	3.7	6	3.4	10	3.9	4	5.2	6
松阪地区	4.3	7	3.4	7	4.0	7	3.7	7	4.1	9
伊勢市	3.4	10	2.2	14	2.8	13	2.9	11	3.0	11
鳥羽市	4.9	6	3.4	7	7.4	2	2.9	11	11.4	1
志摩市	5.1	4	5.1	4	5.3	4	3.8	5	5.1	7
紀勢地区	6.2	2	6.2	2	4.3	6	3.8	5	7.8	3
三重紀北	3.9	9	4.0	5	5.7	3	5.7	2	5.7	5
熊野市	6.2	2	3.4	7	4.9	5	3.7	7	5.9	4
伊賀市	7.1	1	7.8	1	8.3	1	7.9	1	9.7	2
名張市	3.2	11	1.9	15	1.9	15	2.9	11	3.2	10
三重県平均	4.2	—	3.9	—	4.2	—	3.9	—	5.0	—
全国平均	3.0	—	2.7	—	2.8	—	2.9	—	未公表	—

【出展】令和6年度三重県内消防概況



(2) 救急の現況

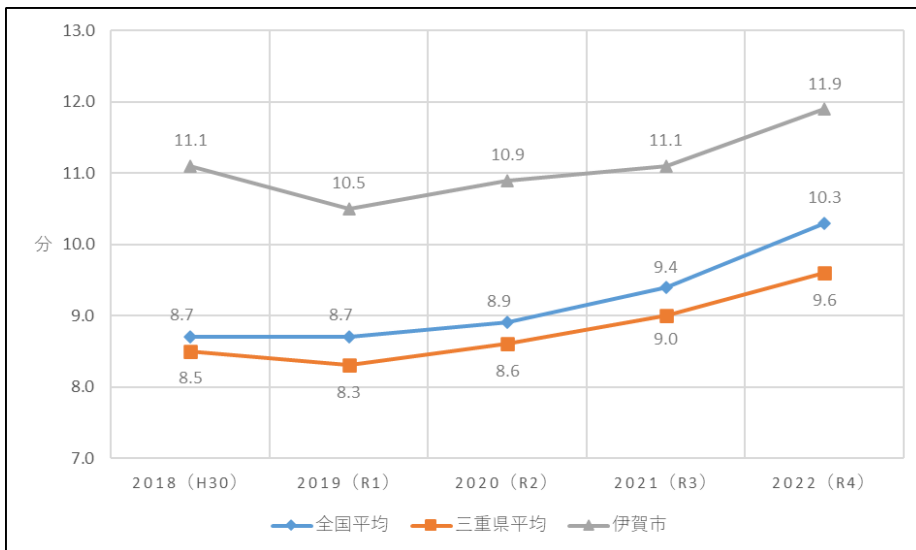
伊賀市の過去5年間の救急件数及び年齢区分別搬送人員割合の推移は【図表 25】のとおりで、高齢化の進展に伴い救急件数が高止まりの状況であるとともに、搬送人員に占める高齢者の割合も約7割となっています。

【図表 25】伊賀市の救急件数及び年齢区分別搬送人員割合の推移



また、伊賀市の救急車の現場到着までの平均所要時間は【図表 26】のとおりで、国・県の平均よりも1分以上遅い状況が続いています。現場到着時間が平均よりも遅い理由は、面積が広いことに加え、分署の位置や、需要が高い本署における救急隊の1隊運用により、本署救急隊の出動時には各分署から応援出動していることなどが考えられます。

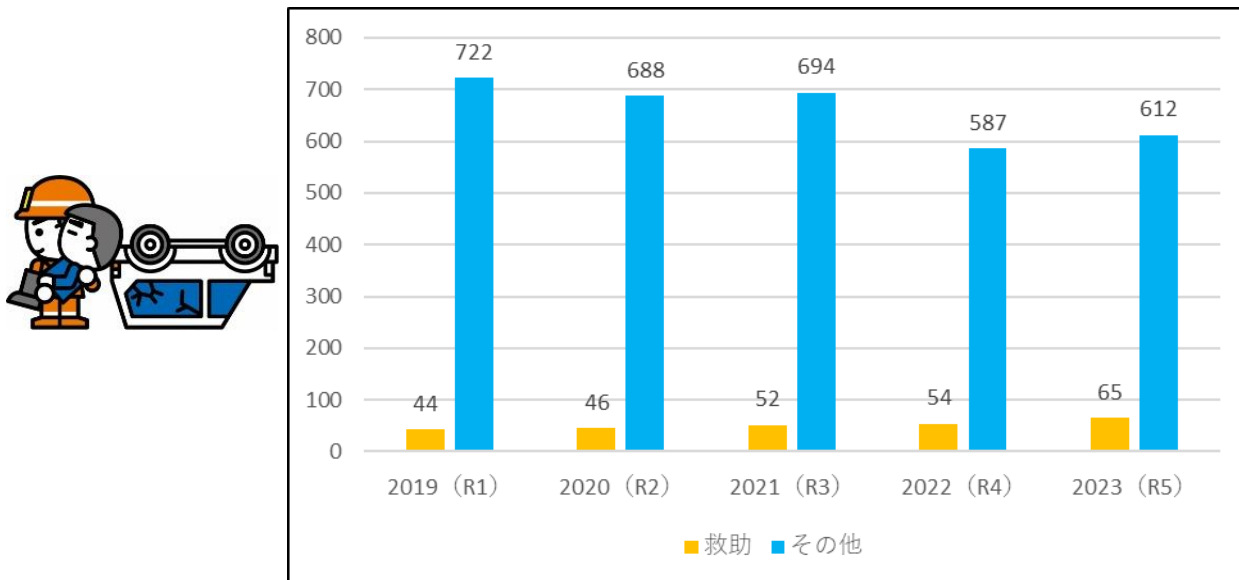
【図表 26】救急現場到着平均所要時間の推移



(3) 救助・その他の出動の現況

伊賀市の過去5年間の救助及びその他の出動（救急支援・怪煙（炎）警戒など）の件数の推移は【図表 27】のとおりです。

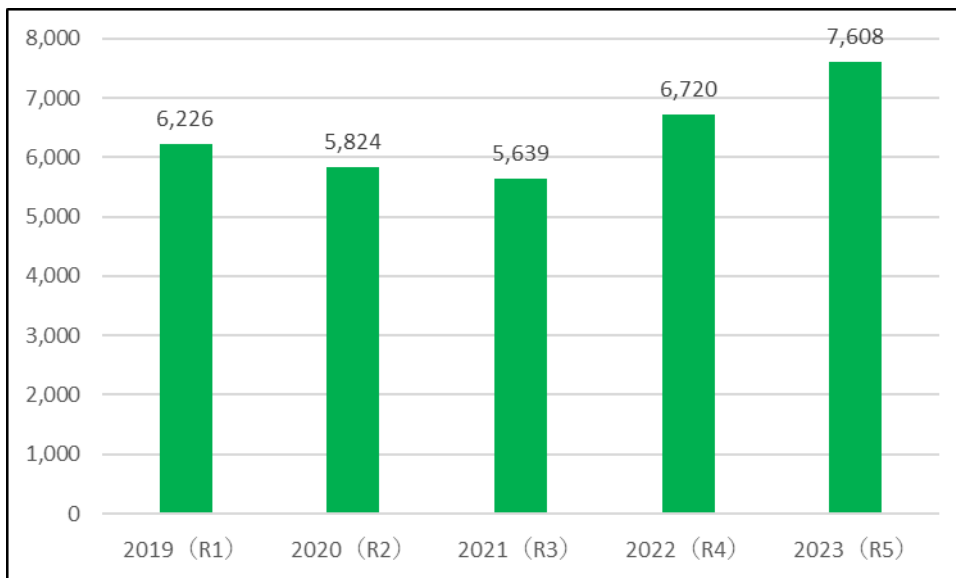
【図表 27】救助・その他の出動件数の推移



(4) 災害通報の現況

伊賀市の過去5年間の災害通報（119番通報等）件数の推移は【図表 28】のとおりです。

【図表 28】災害通報件数の推移

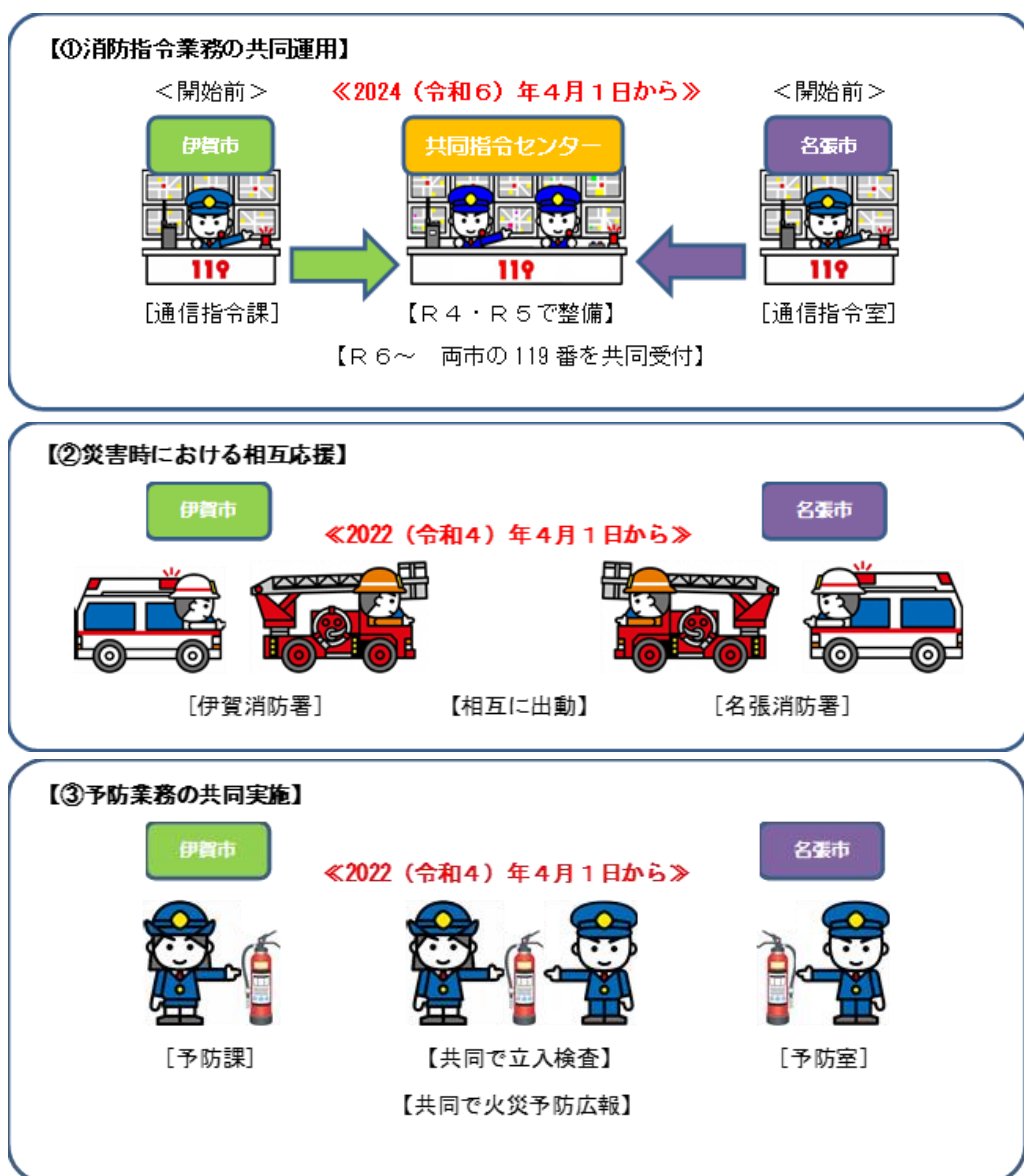


第7節 消防本部の広域化及び連携・協力

消防本部を取り巻く様々な課題の解決に向けた方策として、国では“広域化”を推進するとともに、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の一部について連携・協力を図る“消防の連携・協力”を推進しています。

伊賀市では国の指針に基づき【図表 29】のとおり、①消防指令業務の共同運用に関すること、②災害時における相互応援に関すること、③予防業務の共同実施に関すること等について、2022（令和4）年1月に名張市と消防連携・協力に関する協定を締結し、各事業を展開しています。

【図表 29】伊賀市・名張市消防連携・協力事業の概要



第3章 消防本部組織再編計画【基本構想（改訂版）】

第1節 計画の方向性

第1章における第1期の振り返りや、第2章における消防本部の現状と課題を踏まえ、第2期以降の計画の方向性について再検討します。

（1）組織体制

第1期では、特に現場部門において、“3署5分署”を“1署7分署”とする大きな改革を行いました。これにより、一定の組織体制の強化を図るなど効果が出た一方で、現場対応力に一部弱体化を招いた部分がありました。

また、組織再編により課長の負担軽減とマネジメント力の向上を図ることを目的としましたが、第1期中における組織体制の一部見直しに伴い、負担の集中を招いている課が存在します。

組織体制の見直しにあたっては、これらのことに留意する必要があります。

（2）予算

9ページの【図表10】による同規模団体との比較では、一般会計に対する消防費の割合、及び住民一人当たりの消防に係るコストは、概ね平均値となっていますが、職員の高年齢化等に伴い人件費の割合が高くなる傾向です。また、物価高騰等に伴う物件費の増嵩もあり、消防費全体としても増加傾向です。

今後は、人口減少がさらに進展する中、ヒト・モノ・カネといった行政経営資源の制約がより厳しくなることが想定され、効率化を進めていく必要がありますが、定年延長に伴う人件費の増加や、物件費についても義務的・固定的な経費が多くを占めており、さらなる効率化は難しい状況です。

（3）庁舎

11ページの【図表14】による同規模団体との比較では、伊賀市の面積は概ね平均値となっていますが、庁舎数は平均値よりも多い状況です。

伊賀市消防本部の8庁舎（1本部・1署、7分署）のうち、南分署、東分署、阿山分署、島ヶ原分署の4分署については老朽化が進展しており、このうち東分署と阿山分署については、『公共施設最適化計画』の第I期（2015（平成27）～2019（平成31）年度）において複合化を計画していましたが、実現には至っていません。両分署とも建設後43年（2024（令和6）年4月時点）が経過し、また、南分署及び島ヶ原分署についても、それぞれ建設後43年・37年経過と老朽化が進展しており、庁舎更新の検討が必要となっていますが、人口減少社会の更なる進展に伴い、財政状況は厳しさを増しており、持続可能な消防行政サービスを提供していくためには、旧市町村の枠組みに捉われることなく、将来の伊賀市の姿を見据えた署所の適正配置を段階的に実施していく必要があります。



(4) 車両

14 ページの【図表 18】による同規模団体との比較では、伊賀市は消防業務において主力となる消防ポンプ車、救急車とも平均よりも多い状況です。これは庁舎数が多いことによりますが、災害件数が平均よりも多いことには留意が必要です。

また、12 ページの【図表 16】のとおり、第 1 期開始前と比べると救急車は 10 年以上経過車両青色が 3 ⇒ 2 台に改善しているものの、その他の車両は 20 年以上経過車両赤色が 4 ⇒ 8 台と増加しており老朽化が進展しています。

現在の消防需要の高止まりを踏まえると車両数の縮減は難しく、庁舎の適正配置にあわせた、段階的な見直しを行う必要があります。

(5) 職員

16 ページの【図表 22】による同規模団体との比較では、伊賀市の消防職員数は平均よりも多い状況ですが、全国的には消防職員は増加傾向です。

一方で、生産年齢人口の減少に伴い、全国的に消防団員の担い手が不足しており、伊賀市においても消防団員の確保が年々難しくなっている状況で、別に定める『消防団活性化計画』により適正化を図っており、伊賀市に必要な消防力を維持していくためには、消防職員の継続的な確保が不可欠です。

しかしながら、現場要員については、『消防力の整備指針』に基づく基準数を下回る人員（14 ページ【図表 19】）での現場活動を行っており、公務災害や重大事故等の発生も危惧されます。

さらには、2023（令和 5）年度から地方公務員の定年年齢が段階的に上げられることとなり、消防本部においても、この定年引上げや将来的な団塊ジュニア世代の大量退職（15 ページ【図表 20】）等に的確に対応していく必要があります。

“加齢困難職種”とされる消防職において、全ての定年延長職員が現場業務・隔日勤務に従事することは困難であり、継続した新規職員の採用により、業務体制の確保、消防力の維持・強化が必要です。

(6) 需要

11 ページの【図表 14】による同規模団体との比較では、伊賀市の災害件数は平均よりも多い状況であり、特に火災が多い状況です。

①火災

三重県内の 15 消防本部の過去 5 年間における「出火率」は 17 ページの【図表 24】のとおりであり、伊賀市は県内消防本部と比較しても火災が多い状況で、17 ページの【図表 23】のとおり“火入れ・たき火”が出火原因の約半数を占めています。なお、各分署では消防隊と救急隊の完全乗り換えを実施しており、救急出動中における火災対応等への遅れについて懸念があります。

②救急

18 ページの【図表 25】のとおり高齢化の進展に伴い、救急需要は高止まりの状況です。伊賀市の救急車の現場到着までの平均所要時間は、18 ページの【図表 26】のとおり国・県の平均よりも 1 分以上遅い状況が続いています。現場到着時間が平均よりも遅い理由は、面積が広いことに加え、分署の位置や、需要が高い本署における救急隊の 1 隊運用により、この本署救急隊の出動時には各分署から応援出動していることなどが考えられます。

また、救急出動件数は 2022（令和 4）年・2023（令和 5）年の 2 年連続で過去最高を記録しており、救急現場はひっ迫している状況です。

なお、国の推計では伊賀市の人口規模における救急需要のピークは 2025（令和 7）年とされていますが、その後も大幅な減少は見込めないものと想定されています。

（7）広域化及び連携・協力

2024（令和 6）年 4 月から開始した名張市との指令業務の共同運用に伴い整備した指令設備の耐用年数は概ね 10 年とされていることから、次期指令設備の更新が課題となります。

第 2 節 【基本構想(改訂版)】

前節における検討結果に基づき、2020（令和 2）年に策定した【基本構想】の趣旨を踏まえたくうえで、以下のとおり【基本構想】を第 2 期以降のものに改訂します。

（1）消防署所の適正配置

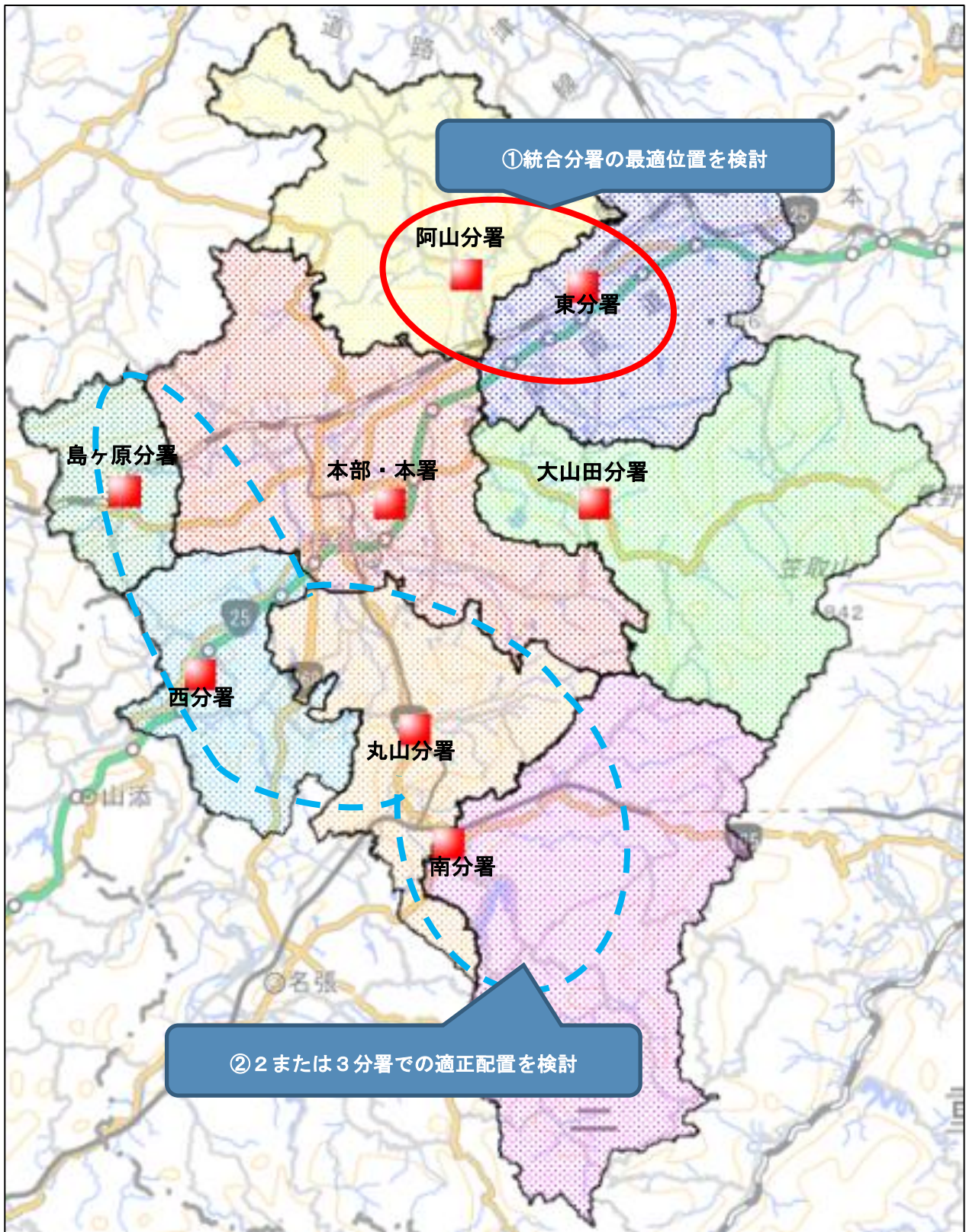
第 2 期においては、『公共施設最適化計画』を踏まえ、東分署と阿山分署の統合事業を進めます。東分署と阿山分署は、伊賀市の北東部エリアを管轄する分署として、比較的距離が近く、庁舎経過年数が同じであるため、段階的な適正配置の第一弾とします。

なお、統合分署の配置位置については、消防活動上有効な地点を選定する必要があることから、【図表 30】のとおり「消防力適正配置調査」を実施するとともに、調査結果を基に新たに設置する“審議会”で審議の上、決定することとします。

また、「消防力適正配置調査」では、南分署・丸山分署・西分署・島ヶ原分署の 4 分署を、2 または 3 分署とする場合の適正配置についても調査を行い、“審議会”での審議を経て第 3 期以降の計画に反映することとします。

なお、本部・本署庁舎については 2016（平成 28）年 11 月に移転新築済みであり、大山田分署については市全体の消防活動を踏まえ、既に適正な位置であるため、統合は行わないこととします。

【図表 30】消防力適正配置調査概要図



(2) 消防需要対策

高齢化の進展に伴い、消防需要は高止まりの状況であり、特に救急需要は減少が見通せない状況です。課題となっている中心市街地の救急需要に対応するため、第2期では本署に24時間対応の通常の救急隊に加え、“日勤救急隊”を追加配置することとします。

“日勤救急隊”とは、昼間人口が多く日中の救急需要が高い伊賀市において、平日・昼間のみ運用する救急隊で、通常の救急隊を補完する役割を担うものであり、通常の救急隊よりも少ない勤務員で編成できるとともに、隔日勤務が困難な定年延長や育休時短職員の配置場所としても有効です。

また、各分署からの応援出動が減少することにより、各分署における災害対応力の向上も期待できます。

第3期以降は、消防需要の状況や産業構造などの社会情勢の変化を踏まえた上で、庁舎・車両の適正配置にあわせて、段階的に出動隊数の見直しを行います。

(3) 消防職員の確保

“加齢困難職種”とされる消防職員においては、継続した若手職員の確保が必要であり、消防職員の新規採用にあたっては、団塊ジュニア世代の定年延長及びその後の大量退職を見据え、中長期的な観点から年齢構成の歪みを生じさせないよう平準化を行う必要があることを踏まえ、当面の「消防職員の定員管理に関する考え方（定員管理方針）」を【図表31】のとおり定めます。

【図表31】消防職員定員管理方針

- | |
|--|
| ①職員数の試算結果を踏まえ、原則として毎年4人の新規職員採用で平準化 |
| ②定年延長者数が試算より少ない場合、又は50歳未満の職員が早期退職する場合は追加補充採用 |
| ③定年延長者数が試算より多い場合は採用抑制により調整 |

この方針に基づいた上で、50%の職員が定年延長するとして試算した結果（小数点以下切り上げ）は【図表32】のとおりで、一時的には職員数が増加しますが、団塊ジュニア世代が定年延長を終える第4期末以降は、職員数が大幅に減少します。

生産年齢人口の減少に伴い、消防団員の減少が進展する中、消防職員についても確保が難しくなることが予想されていますが、職員数が減少局面となる15年後以降は、消防需要についても減少が想定されており、需要に的確に対応した組織づくりを進めます。

【図表32】各期末職員数（試算）

	第1期末	第2期末	第3期末	第4期末	第5期末	第6期末
	2024 (R6)	2029 (R11)	2034 (R16)	2039 (R21)	2044 (R26)	2049 (R31)
職員数（人）	175	187	192	181	165	157

(4) 中長期的な今後の消防本部のあり方

約 10 年後の次期指令設備の更新に向け、進展する人口減少や財政状況なども踏まえて、名張市との連携・協力の継続・強化や他消防本部への連携・協力エリアの拡大、広域化などから伊賀市にとって最も有効な方策を選択出来るよう、国、県や他消防本部等の動向を注視し、将来的な消防本部の枠組みについて調査・研究を行います。



第4章 消防本部組織再編計画【第2期実行計画】

第1節 計画の概要

この計画は、第3章の【基本構想】に基づき、第2期に実施する具体的事項を定めるものです。

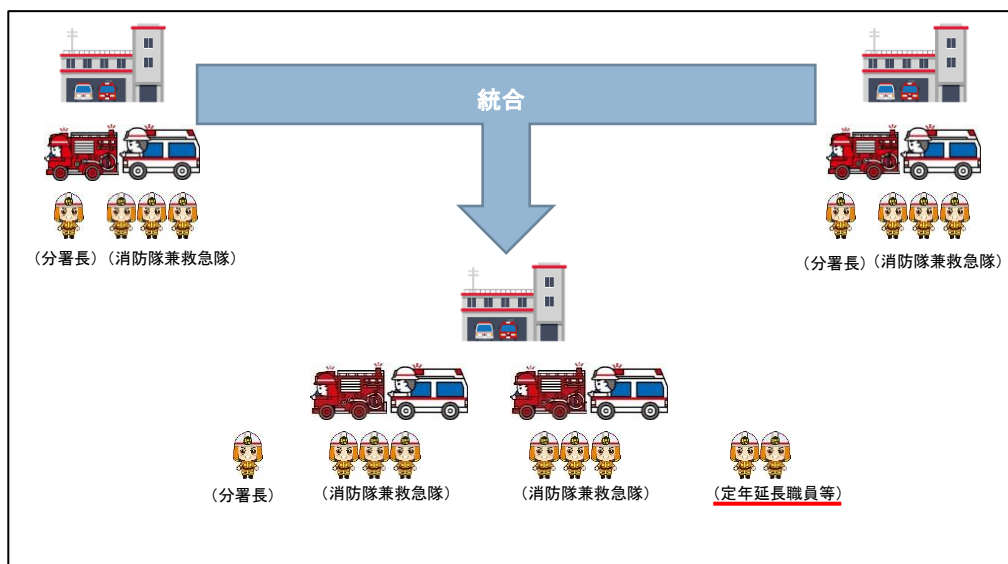
第2期では、①東分署と阿山分署の統合、②日勤救急隊の設置、③消防職員の確保と育成を主眼とし、伊賀市における消防本部のあるべき姿へと段階的に移行するための基礎を形成する期間とします。

第2節 具体的事項

(1) 消防署所の適正配置

第3期開始時の2030（令和12）年4月を開設の目標とし、老朽化が進展している東分署と阿山分署の統合事業を進めることとします。統合分署の位置については、「消防力適正配置調査」の結果を踏まえて“審議会”において消防活動上有効な地点を選定するものとし、統合にあたっては消防需要の現状を踏まえ、【図表33】のとおり人員数・部隊数を維持するほか、現場機能の強化には十分配慮することとします。

【図表33】統合分署の概要イメージ図



なお、分署統合には【図表34】のとおりメリットもデメリットもありますが、デメリットについては可能な限り補完に努めることとし、【図表35】のスケジュールに基づき進めることとします。

また、南分署及び島ヶ原分署についても老朽化が進展しているため、「消防力適正配置調査」の結果を踏まえた“審議会”において、市全体での適正配置の実現に向けて、丸山分署及び西分署を含めた4分署の今後のあり方を検討し、第2期中に【第3期計画】を策定することとします。

【図表 34】分署統合のメリット・デメリット

<p>～メリット～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆分散している人員・部隊を集約することにより、消防力を強化できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・火災や救急支援出動などで、2隊が同時に出動でき、連携・連動した有効な消防活動（早い消火・救助・救命処置、安全管理など）ができる。 ・日常業務や訓練時における人数的な制約が解消され、業務の幅が広がる（立入検査、地水利調査、地域への訓練指導など）ことにより、市民サービス向上や職員のスキルアップに繋がる。 ・119番覚知から出動までの時間短縮が図れる。 ◆建設コストや施設維持管理コストの削減が可能となる。 ◆仮眠室の個室化や女性職員専用施設の整備により、勤務環境の改善が図れる。 <p>～デメリット～</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆当該地域において現場到着時間の遅延が一部発生することが考えられる。ただし、119番覚知から出動までの時間短縮により補完するほか、災害発生場所によっては現場到着時間が短縮となる場合がある。
--

【図表 35】分署統合に向けたスケジュール

年度	時期	消防本部 組織再編計画	新・審議会	消防力適正配置調査	東・阿山 分署統合
2024 (令和6)	1/4 四半期	・第2期計画策定作業 【専門部会】 【住民説明】	・委員検討		
	2/4 四半期	【住民説明】 【専門部会】			
	3/4 四半期	【専門部会】 【組織検討委員会】 【FM会議】		・業務開始	
	4/4 四半期	【総合政策会議】 【消防委員会】 【議員全員協議会】	・委員選定 ・委員公募	中間報告	
2025 (令和7)	1/4 四半期	《第2期開始》	【審議会（諮問）】		
	2/4 四半期		【審議会】		
	3/4 四半期		【審議会】	最終報告	
	4/4 四半期	【組織検討委員会】 【FM会議】 【総合政策会議】	【審議会（答申）】 審議会報告書公表		
2026 (令和8)		<日勤救急隊運用>		反映	・統合分署建設基本計画策定
2027 (令和9)		・第3期計画策定開始	反映		・用地取得
2028 (令和10)		▼			・設計業務
2029 (令和11)		▼			・建設工事
2030 (令和12)		《第3期開始》			・統合分署開設



(2) 高止まりする消防需要対策

①火災

県内における出火率のワーストからの脱却に向けて、より積極的な火災予防広報を行います。特に「火入れ・たき火」が出火原因の半数以上を占めていることを踏まえ、地域や農業関係団体へ直接出向くなど、火災予防広報の強化を図ります。

②救急

伊賀市の時間帯別の救急出動状況は【図表 36】のとおりで、約 6 割が日中の時間帯に発生しています。

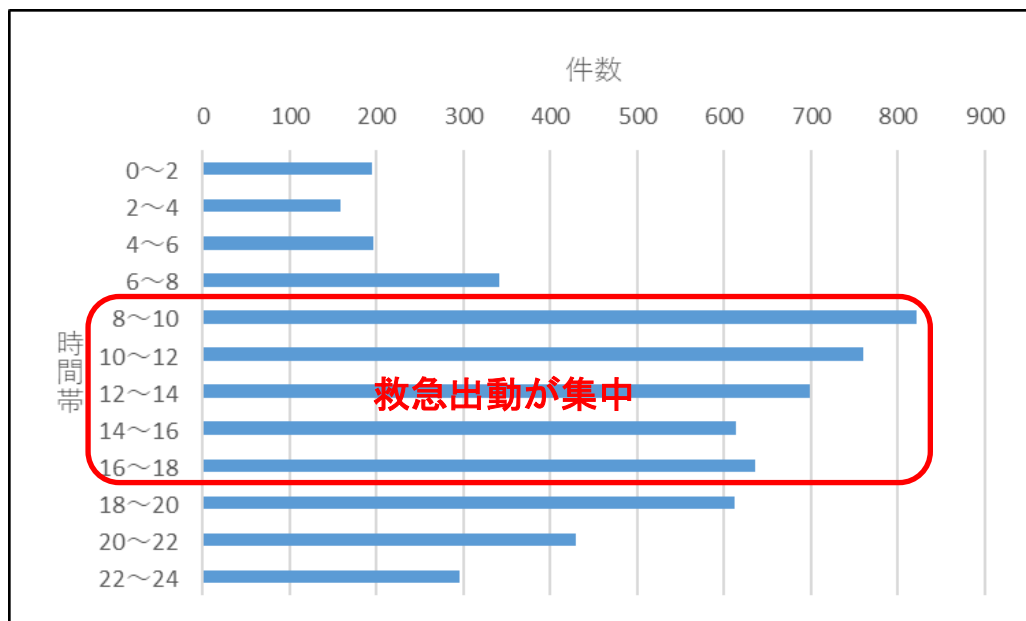
このことから、25 ページの【基本構想】(2) に記載のとおり、本署に“日勤救急隊”を追加配置することとします。

定員管理の状況にもよりますが、2026（令和 8）年度からの運用を目標とします。

“日勤救急隊”の創設により、18 ページの【図表 26】に示す、現場到着までの平均所要時間を約 1 分短縮できると見込んでいます。

なお消防本部では、車検や故障時等のために非常用救急車を保有しており、車検時等以外の期間にこの車両を活用することで、新たな投資（車両購入）をすることなく、日勤救急隊の運用が可能です。

【図表 36】2023（令和 5）年時間帯別出動件数



(3) 消防本部組織体制の見直し

“日勤救急隊”の創設にあわせて、計画開始の2年目である2026（令和8）年度より、【図表37】のとおり消防本部の組織体制を見直すこととします。

なお、計画開始1年目の2025（令和7）年度については、新体制に向けた事務分掌の見直しや、“日勤救急隊”の運用開始に向けた準備等を行います。

①消防本部

現行の体制を維持することとしますが、「地域防災課」の名称について、業務内容を踏まえて「消防防災課」に改めます。

また、各課の事務分掌については、組織体制の見直しにあわせて、適正化を図ることとします。

②伊賀消防署

<本署>

現行の「警防第1課」を「消防救助課」と「救急課」の2つに分けることにより、業務配分の最適化を図るとともに、昼間の救急需要に対応するために、「救急課」に“日勤救急隊”を設置します。

また、課を分けることにより、課を跨いだ隔日勤務者の勤務調整や業務調整が必要となることから、原則として“副署長”を2人置くこととし、“副署長”は“管理課長”及び“消防救助課長”を兼ねることとします。

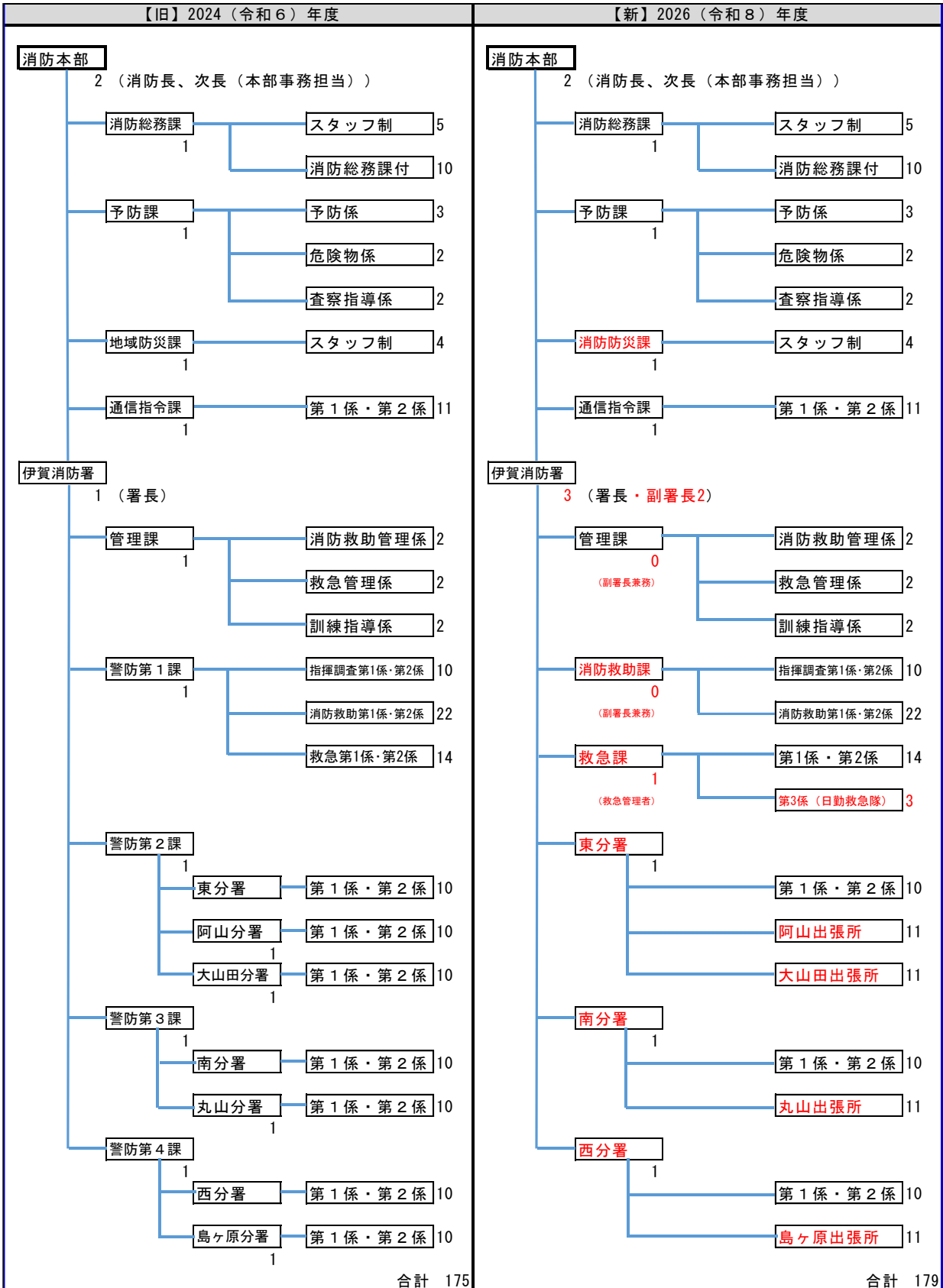
<分署>

<本署>の「警防第1課」を分けることに伴い、<分署>を所管する課の名称変更が必要になることから、<分署>の体制についても見直すこととします。

今後の<分署>の統廃合も見据え、現行の「警防第2課」を「東分署」、「警防第3課」を「南分署」、「警防第4課」を「西分署」とするとともに、「東分署」に「阿山出張所」及び「大山田出張所」、「南分署」に「丸山出張所」、「西分署」に「島ヶ原出張所」を置くこととします。



【図表 37】消防本部組織体制新旧対照図



※欄外の数字は配置職員数を表す。（人数は増減する場合がある。）

※再任用職員は除く。



(4) 消防職員定員管理計画

25 ページの【基本構想】(3)に記載のとおり、団塊ジュニア世代の定年延長及びその後の大量退職を見据え、「消防職員の定員管理に関する考え方(定員管理方針)」に基づく第2期における定員管理計画を【図表 38】のとおり定めます。

【図表 38】第2期消防職員定員管理計画

	～第1期	第2期				
	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
新規採用者数	5	6	4	4	4	4
定年延長者数(※)	0	2	1	1	2	2
実職員数	175	178	181	183	186	187
退職者数(役職定年含む)	5	2	2	3	4	1
定年延長退職者数	0	0	1	0	1	0

※50%の者が定年延長するとして試算(小数点以下切り上げ)

(5) 救急救命士養成計画

救急救命士の養成は、現役職員については研修所への派遣により行っていますが、1人約240万円の経費がかかることから、職員採用試験においても救急救命士枠を設け、有資格者を新規採用する方法も行っています。

『消防力の整備指針』において、救急車には1人以上の救急救命士を搭乗させるものと規定され、総務省消防庁では全ての救急隊に救急救命士が少なくとも1人配置される体制を目標に救急救命士の養成と運用体制の整備を推進しており、伊賀市においてもこの目標を達成するため、引き続き着実な事業の推進を図っていきます。

現在、救急車は8台を運用しており、1台の救急車に救急救命士を最低1人乗車させるには、交替制勤務及び休暇要員等を考慮すると、1台あたり最低でも4人以上で、研修要員等も配慮すると最大6人が必要となり、実運用数総数では救急救命士32人(8台×4人)以上で、最大で48人(8台×6人)が必要となります。

加えて、2026(令和8)年度からは、“日勤救急隊”を運用することから、現場業務配置の救急救命士数を最低必要人数33人、目標数50人とします。

定年延長の開始に伴い、救急救命士の退任年齢を50歳から55歳に引き上げた計画とすることから、第2期開始時では目標数の50人を達成する状況ですが、団塊ジュニア世代の高年齢化を見据え【図表 39】とおり資格保持者の養成を進めます。



【図表 39】第 2 期救急救命士養成計画

	～第 1 期	第 2 期				
	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
有資格者 (55 歳未満)	57	59	60	62	62	61
救急業務配置	44	46	47	49	49	48
非救急業務等 及び分署長	13	13	13	13	13	13
研修所養成数	1	1	1	1	1	1
救急救命士採用数	1	1	1	1	1	1
年度末退役者 (55 歳以上)	0	▲1	0	▲2	▲3	▲4

※55 歳以上でも現場業務に配置する場合がある。

※救急救命士採用数は、変動する場合がある。

(6) 消防本部車両更新計画

12 ページの【図表 16】のとおり、車両の老朽化が進展しており、消防力の確保のためには、適正なサイクルでの更新が必要です。

第 1 期においては、はしご車や化学車などの特殊車両の更新を図ったため、第 2 期では消防業務において主力となる消防ポンプ車や救急車を中心に更新を図ります。

また、2029（令和 11）年度には、はしご車のオーバーホール（1 回目）を実施する必要があり、ます。

【図表 40】はしご車保守点検業務委託料

分類	実施年度	金額（円）
年次点検（2 年目）	2024（令和 6）	286,000
年次点検（3 年目）	2025（令和 7）	286,000
年次点検（4 年目）	2026（令和 8）	352,000
年次点検（5 年目）	2027（令和 9）	286,000
年次点検（6 年目）	2028（令和 10）	286,000
オーバーホール	2029（令和 11）	32,780,000

※1 回目のオーバーホールまでの保守点検業務を一括契約済。

更新にあたっては年度間の更新費用の平準化のため、原則として毎年度2～3台の更新とし、可能な限り有利な財源を活用しつつ、【図表41】のとおり計画的な更新を図ります。

【図表41】第2期消防本部車両更新計画

種別			登録年月日	経過年数	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	
本部	他	本部乗用車		H10. 3. 17	26	一般事業債				
	他	消防総務課軽連絡車		H25. 6. 28	10					
	他	消防総務課連絡車		H25. 3. 29	11					
	他	予防課連絡車		R5. 3. 31	1					
	他	予防課広報車		H21. 8. 6	14					
	他	予防課広報車		H27. 3. 27	9					
本署	特	梯子車		R5. 5. 12	0	市単(点検)	市単(点検)	市単(点検)	市単(点検)	市単(OH)
	特	水槽車		H10. 3. 4	26	廃車				
	特	化学車		R7. 3 予定	0					
	特	救助工作車		H27. 3. 31	9					
	消	タンク車		H21. 12. 8	14	廃車				
	消	タンク車(旧南)	緊援	H26. 3. 18	10					
	消	ポンプ車(旧島)		H15. 10. 20	20		防衛施設			
	救	救急車	緊隊	R5. 12. 1	0					
	特	指揮車	緊援	R3. 10. 20	2					
	特	資機材搬送車		H24. 11. 15	11					
	特	人員搬送車	緊援	H26. 2. 21	10					
	他	軽資機材搬送車		H24. 2. 28	12					
	他	広報車		H14. 7. 10	21		一般事業債			
	他	管理課連絡車		R2. 12. 18	3					
東	消	ポンプ車		H22. 7. 27	13					
	救	救急車	緊援	H31. 2. 13	5			緊援補助		
	他	軽資機材搬送車		H15. 11. 27	20			一般事業債		
阿山	消	ポンプ車		H25. 2. 13	11					
	救	救急車		R1. 9. 13	4			防対債		
	他	軽資機材搬送車		H15. 9. 12	20			一般事業債		
大山田	消	ポンプ車	緊援	H28. 2. 16	8					
	救	救急車		R3. 11. 5	2					
	他	軽資機材搬送車		H14. 12. 18	21			一般事業債		
南	消	ポンプ車	緊援	R3. 4. 22	2					
	救	救急車	緊援	H27. 1. 15	9	緊防債				
	他	軽資機材搬送車		H23. 3. 10	13					
丸山	消	ポンプ車		H26. 3. 12	10					
	救	救急車		R5. 3. 6	1					
	他	広報車(旧南)		H17. 2. 22	19					
	消	非常用消防自動車		H13. 2. 7	23					
西	消	ポンプ車		H18. 3. 8	18				施設整備事業(一般財源化分)	
	救	救急車		R4. 8. 24	1					
	他	軽資機材搬送車		H18. 3. 10	18					
	救	非常用救急車		H24. 12. 18	11					
	救	非常用救急車		H22. 6. 16	13					
島ヶ原	消	ポンプ車	緊援	R4. 3. 18	2					
	救	救急車	緊援	R2. 10. 2	3					
	他	広報車		H18. 3. 8	18			一般事業債		
					台数	42	42	42	42	42
					事業費	43,286	48,352	47,786	42,786	77,780



(特定財源)	42,700	46,200	44,750	32,250	15,000
(一般財源)	586	2,152	3,036	10,536	62,780
実負担額	15,286	18,352	27,786	33,786	67,280

※【更新基準（救急車）】：走行距離を勘案し、原則として本署は概ね6年毎、分署は概ね10年毎に更新。

※【更新基準（その他の車両）】：概ね20年毎に更新。

※財源記載箇所（太枠）が更新年度を表す。（財源は策定時点での予定）

※車両配置状況及び経過年数は、2024（令和6）年4月1日現在。

（7）大型自動車等免許保持者養成計画

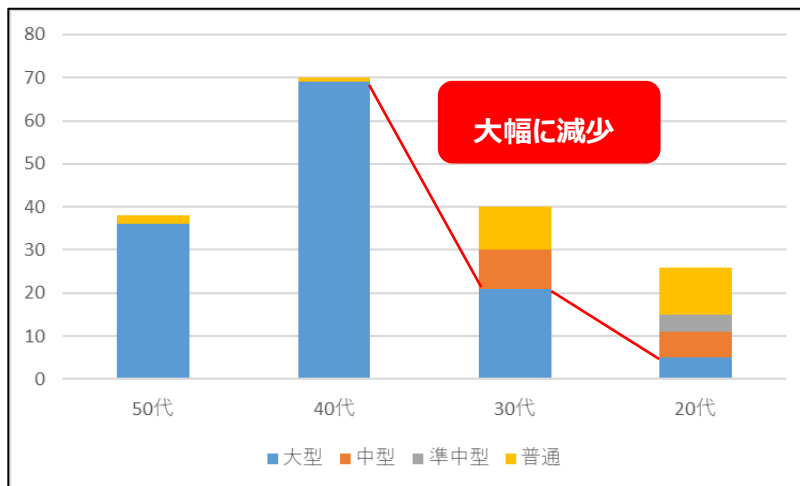
12ページの【図表16】に記載のとおり、伊賀市消防本部では大型車3台、中型車3台、準中型車10台を保有しており、これらの車両を運用していくためには免許保持者の継続的な養成が必要です。

このことから、『伊賀市消防職員大型自動車等運転免許取得費用助成金交付要綱（令和4年伊賀市訓令第43号）』の規定に基づき、大型車及び中型車の免許取得に対する助成制度を設け、職員の免許取得を促進することにより、円滑な消防業務の推進を図っています。

しかしながら、【図表42】のとおり、準中型車以上の免許保持者は、機関員を担う30代、次世代の機関員を担う20代とも減少しており、職員の自主性に任せた養成は限界となっています。

第2期においては、効率的な免許保持者の養成方法について検討していく必要があるほか、定年延長職員などの効果的な活用なども検討していく必要があります。

【図表42】運転免許保持状況（2024（令和6）年4月1日現在）



（8）中長期的な今後の消防本部のあり方検討

26ページの【基本構想】（4）に記載のとおり、約10年後の次期指令設備の更新を見据え、将来的な消防本部の枠組みについて調査・研究を行います。

また、2024（令和6）年4月から開始した名張市との指令業務の共同運用に伴い整備した指令設備については、24時間365日稼働していることから、機器の消耗を踏まえ、2029（令和11）年度に中間部分更新を実施します。

【図表 43】伊賀地域消防指令センター総合整備及び保守業務委託料

分類	実施年度	金額（円）
総合整備	2023（令和5）	641,172,400
保守	2024（令和6）	3,679,170
保守	2025（令和7）	17,003,250
保守	2026（令和8）	17,003,250
保守	2027（令和9）	17,003,250
保守	2028（令和10）	17,003,250
保守・中間部分更新	2029（令和11）	149,316,640
保守	2030（令和12）	15,649,040
保守	2031（令和13）	17,003,250
保守	2032（令和14）	17,003,250
保守	2033（令和15）	17,003,250

※総合整備及び10年間の保守業務を一括契約済。

さらには、2016（平成28）年に整備した消防救急デジタル無線設備についても、耐用年数を経過することから、更新の検討が必要となります。

なお、これらの費用については、名張市との消防連携・協力事業に伴う有利な財源を活用します。財源は、【伊賀市・名張市消防連携・協力実施計画（2021（令和3）年策定）】を策定した10年後の2030（令和12）年度まで活用可能です。

（9）その他の対策

①資機材等の充実及び効率化

消防が現場で使用する様々な資機材は、その特殊性から非常に高額ですが、安全な現場活動のためには適正なサイクルで更新していく必要があります。

特に消防における基本的な資機材である、消防用ホース・防火衣・空気呼吸器・空気呼吸器用ボンベは、毎年度、別に定める計画に基づき効率的に更新を図ります。

また、消火活動に不可欠な消防水利についても、効率的かつ適切に整備を図ります。



②女性職員・高齢期職員をはじめとする全ての職員の活躍推進

25 ページの【基本構想】（3）に記載のとおり、少子化の進展に伴い、消防職員の確保が困難となることが想定されており、女性職員の更なる採用の増加や、これに対応するための女性職員専用施設・設備の整備、女性職員や定年延長・高齢期職員の増加を踏まえた省力化資機材の導入等を図っていく必要があります。

また、今後の職員数の減少や高年齢化に伴い、少数精鋭での活動を行う必要があることを踏まえ、別途「消防職員人材育成計画」を策定し、これに基づく人材育成を計画的に進めていきます。

さらには、近年、若年職員の離職率が高い状況が続いていることから、全ての職員が働きやすく、活躍できる職場づくりを推進します。

③DXの推進

総務省消防庁が推進する消防分野におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の取り組みのうち、「火災予防分野における各種手続の電子申請」については、2025（令和7）年度の実現に向けて進めています。

また、「マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化」については、国においては2025（令和7）年度以降に全国展開を予定しており、伊賀市消防本部でも検討を進めていく必要があります。

さらには、ドローンについても、「防災危機対策局」から貸与されている機体が老朽化してきていることから、今後のあり方の検討が必要となっています。

その他、伊賀市デジタルトランスフォーメーション実行計画に基づき導入された生成AIやデータ分析ツールなども活用し業務の効率化を図ることで、持続可能な消防行政サービスにつなげていきます。

なお、国が進める事業には、有利な財源が見込めるため、効果的な活用により業務の効率化を図っていきます。



<卷末資料>



伊賀市消防本部組織検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 伊賀市消防本部における消防力の適正配置及び組織の見直しを図り、効率的で効果的な消防体制の構築に資するため、伊賀市消防本部組織検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊賀市消防本部組織再編計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は消防長を、副委員長は消防次長（本部事務担当）を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括し、副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(部会)

第 5 条 委員会に専門的な検討を行うため、部会を設置することができる。

- 2 部会の委員は、委員から推薦のあった職員のうちから委員長が任命する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 9 月 14 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日訓令第 13 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 4 日訓令第 46 号）

この訓令は、令和 3 年 6 月 4 日から施行する。



附 則（令和4年3月31日訓令第18号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月18日訓令第88号）

この訓令は、令和4年10月18日から施行する。

附 則（令和5年3月31日訓令第23号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日訓令第25号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月2日訓令第43号）

この訓令は、令和6年12月2日から施行する。

別表（第3条関係）

デジタル自治推進局次長 防災危機対策局次長 地域連携部次長 総務部総務課長 総務部人事課長 企画振興部総合政策課長 財務部資産経営課長 財務部財政課長



伊賀市消防本部組織検討委員会専門部会内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、伊賀市消防本部組織検討委員会設置要綱（平成 29 年伊賀市訓令第 52 号。以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項に基づく専門的な検討を行うための部会（以下「専門部会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 専門部会は、要綱第 1 条の規定により設置された伊賀市消防本部組織検討委員会（以下「委員会」という。）より付託された専門事項について調査・検討を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

(組織等)

第 3 条 専門部会は、要綱第 5 条第 2 項の規定により推薦のあった職員をもって組織する。

(役員)

第 4 条 専門部会の各部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1 名

(2) 副部会長 1 名

2 部会長は、消防次長（通信担当）をもって充て、副部会長は、消防次長（署担当）をもって充てる。

(役員職務)

第 5 条 部会長は専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は部会長を補佐するとともに、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集し、議事を進行する。

2 会議は、部会員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

3 会議の議事は、出席した部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決すところによる。

4 部会長は、必要と認めるときは、部会員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 専門部会の庶務は、消防本部消防総務課において処理する。



(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この内規は、平成29年10月19日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年4月1日から施行する。



【第2期計画の検討経過】

年月日	会議等	主な内容
【2022（令和4）年度】		
令和4年11月8日	令和4年度第1回委員会	・アンケートの実施について
令和4年12月27日	令和4年度消防委員会	・アンケートの実施について
令和5年1月13日 ～2月12日	«消防本部（消防署）のあり方に関する市民アンケート実施»	
【2023（令和5）年度】		
令和5年5月25日	令和5年度第1回専門部会	・アンケート結果について
令和5年6月7日	令和5年度第1回委員会	・アンケート結果について
令和5年7月14日	令和5年度第2回専門部会	・計画策定方針（案）について
令和5年7月24日	令和5年度第2回委員会	・計画策定方針（案）について
令和5年8月17日	令和5年度第8回総合政策会議	・計画策定方針（案）について
令和5年9月29日	令和5年度第3回専門部会	・計画策定方針（案）の修正について
令和5年10月13日	令和5年度第3回委員会	・計画策定方針（案）の修正について
令和5年11月20日	令和5年度第11回総合政策会議	・計画策定方針（案）の修正について
令和6年2月16日	令和5年度消防委員会	・計画策定方針について
令和6年2月16日 令和6年2月19日	職員説明会	・計画策定方針について
令和6年3月22日	議員全員協議会	・計画策定方針について
【2024（令和6）年度】		
令和6年5月22日	住民説明（阿山）	・計画策定方針について
令和6年6月10日	住民説明（鞆田）	・計画策定方針について
令和6年6月13日	住民説明（河合）	・計画策定方針について
令和6年6月17日	住民説明（玉滝）	・計画策定方針について
令和6年6月20日	住民説明（丸柱）	・計画策定方針について
令和6年6月21日	住民説明（青山）	・計画策定方針について
令和6年6月22日	住民説明（音羽）	・計画策定方針について
令和6年6月24日	住民説明（上野）	・計画策定方針について
令和6年6月28日	住民説明（大山田）	・計画策定方針について
令和6年7月3日	住民説明（伊賀全体）	・計画策定方針について
令和6年7月9日	住民説明（島ヶ原全体）	・計画策定方針について
令和6年7月19日	住民説明（伊賀区長）	・計画策定方針について

令和6年7月30日	住民説明（島ヶ原区長）	・計画策定方針について
令和6年6月3日	令和6年度第1回専門部会	・計画（素案）について
令和6年6月10日	令和6年度第2回専門部会（書面）	・計画（素案）について
令和6年6月25日	令和6年度第3回専門部会	・計画（素案）について
令和6年9月17日	市議会産業建設常任委員会 （所管事務調査）	・消防本部組織再編計画の進捗状況
令和6年10月30日	令和6年度第4回専門部会	・計画（素案）について
令和6年11月12日	令和6年度第5回専門部会	・計画（素案）について
令和6年11月19日	令和6年度第6回専門部会	・計画（素案）について
令和6年12月17日	令和6年度第1回委員会	・計画（素案）について
令和7年1月15日	令和6年度第6回ファシリティマネジメン ト推進会議	・東・阿山分署統合事業等
令和7年1月23日	令和6年度第14回総合政策会議	・計画（案）について
令和7年2月7日	消防委員会	・計画について
令和7年2月18日	議員全員協議会	・計画について
令和7年2月20日	職員説明会	・計画について





第2期伊賀市消防本部組織再編計画

【基本構想（改訂版）】及び【第2期実行計画】

発行年月日 2025（令和7）年3月
発行 伊賀市消防本部 消防総務課
〒518-0833 三重県伊賀市緑ヶ丘東町 920 番地
TEL 0595-24-9100 Fax 0595-24-9111
E-mail shoubou-soumu@city.iga.lg.jp
市ホームページ <https://www.city.iga.lg.jp/>

